

独立行政法人国立公文書館の概要

1. 法人の概要

- (1) 名 称 独立行政法人国立公文書館
- (2) 所 在 地 本 館 : 東京都千代田区北の丸公園3番2号
つくば分館 : 茨城県つくば市上沢6番6号
アジア歴史資料センター: 東京都千代田区平河町2丁目1番2号
住友半蔵門ビル別館4階
- (3) 設立年月日 平成13年4月1日
- (4) 資 本 金 71億7,991万8,000円
- (5) 法 人 格 国立公文書館法(平成11年法律第79号)及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の定めるところにより設立された独立行政法人
- (6) 役員名簿

役職名	氏名	就任年月日	任期	前職(現職)
館長(常勤)	高山 正也	平成21年7月7日	4年	国立公文書館理事
理事(常勤)	小河 俊夫	平成23年8月15日	2年	北方対策本部審議官
監事(非常勤)	田部井悦子	平成23年4月1日(平成19年4月1日)	2年	公認会計士
監事(非常勤)	梶井 英二	平成23年7月1日	2年	積水化学工業シニアアドバイザー

- (7) 職 員 数 47人(定員)

2. 目的

独立行政法人国立公文書館は、特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

3. 業務の範囲

国立公文書館の業務は、国立公文書館法第11条により、次のように定められている。

- (1) 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- (2) 行政機関(公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)からの委託を受けて、行政文書(同法第5条第5項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。)の保存を行うこと。
- (3) 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- (4) 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。
- (5) 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- (6) 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) 内閣総理大臣が必要と認めた場合に、行政機関の行政文書の管理について、状況の報告、資料の徴収、実地調査を行うこと。

なお、このほか、(1)～(8)の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができることとされている。

- ・ 内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法（昭和62年法律第115号）第7条に規定する技術上の指導又は助言を行うこと。
- ・ 行政機関からの委託を受けて、行政文書（公文書管理法第5条第5項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。）の保存を行うこと。